

栗山町条例第 16 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成 18 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「法律第 2 条第 4 項の規定に基づく」を「栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日から施行する。